

(体育奨励) スポーツ施設利用料補助

被保険者、被扶養者の方に生活習慣病予防に積極的に取り組んでいただくために、スポーツ施設利用料の補助をカフェテリアプランのメニューの1つとします。＜補助率 80%、上限 20,000 点。＞

- ①(対象条件)
- ①: **スポーツ施設の利用料**であること (会員制スポーツ倶楽部の場合、月会費が対象。)
 - ②: **当年度中に10回以上同一施設を利用し、当年度中に費用を支払う**こと。
支払日と利用日が、全て当年度中であることを要す。(プリペイド方式等の場合、ご注意ください)
 - ③: **個人単独の利用であること** (個人単独分の領収書が発行される事。
複数で利用する施設料などは対象になりません)
 - ④: **スポーツの種別は問わない**。

＜対象外の事例＞

- ・入会金 ・更新料 ・保険料 ・ロッカー代・レンタル代 等、利用料以外のもの
- ・当年度以外の、利用日と支払日のもの
(当年度分が含まれている場合は、当年度分のみで申請)
- ・お試し企画の会費支払 (例: 1日体験乗馬、体験スキューバダイビング等)
- ・受講数が**10回未満**の教室 (例: 1、2週間程度の期間で、5～6回参加する短期集中水泳教室
やエアロビクス教室など)
- ・スポーツ大会、イベント、試合の**参加料** (例: シティ・マラソン、トライアスロン等)
- ・部活動、サークル活動の会費、**複数で利用する施設料**(テニスコート利用料等)

②(支給制限)

「柔道整復師療養費適正化通知」(平成24年3月12日付保険課長通知)の趣旨に従い、
健康保険を適用して柔道整復師より多部位、長期又は頻度が高い施術を受けていると判断される場合、
当補助金は不支給とします。(平成27年2月18日開催組合会での決議事項)

③(申請の要件)

- ・ **申請は一人当たり、年1回のみ**
- ・ 申請対象者 **被保険者**
被扶養者 (配偶者、直系尊属<父、母など>)
・ **被扶養者のうち、“子”はこのメニューの対象外。**
(被保険者・被扶養者の「生活習慣病予防」を目的としているため、
お子様の体育技能向上を目的としている水泳教室参加などは対象外)

※(補助金申請の上手な方法)

平成27年4月より上限点数が10,000点から20,000点に上がったので、
上限点数を超える金額は、12,500円以上から25,000円以上に上がりました。
領収書1枚の金額が25,000円未満の場合で、当年度内にまだ利用する
予定がある場合は、25,000円に近い金額に達するまで申請を保留する方が、
上限点数に近い金額まで補助金を受取ることができます。

④: 領収書の要件

1>: 現金払いの場合

- ・ **領収書には、利用者氏名、金額が記載されていることが必要です。**要件を満たさないものは無効。

A: まとめ払いの場合

・領収書の但し書きに、「〇年〇月から〇月迄 〇回分利用料」と記載ください。

(記載が無い場合、ご自身で記載して下さい)

B: 利用の都度、支払う場合

利用の都度、領収書を手し、10回分以上分を紙に貼付し申請書に添付して提出

2>: 口座引き落としの場合 (会員制スポーツクラブなど)

(Ⅰ) 預金通帳の引き落とし状況がわかる部分の写し <残高部分を隠したコピー>

・1回の引き落としとして、利用回数10回未満の場合は、利用回数10回以上に達するまでの写しをとってください。(例: 週2回の利用なら、月8回なので、2ヶ月分以上)

・引落としが複数月分で、当年度分以外を含む場合は、当年度分の金額を記載ください。

(Ⅱ) 上記の(Ⅰ)に、以下を記載してください

イ: 利用者名

ロ: 利用施設名

ハ: 内 容 (例: 月会費)

ニ: 対象期間(〇月~〇月)

ホ: 回 数 (会員制スポーツクラブの場合は、概算で可)

⑤ (補助金申請の方法)

(1) 領収書を受け取る (領収書には、利用者氏名、金額が記載されていることが必須)

(2) 健保組合HPの補助金申請画面で補助金申請をする。

<任意継続加入者は、補助金申請書、補助金申請書(支払確認貼付用)をダウンロードする。>

(3) 補助金申請書に(1)で受け取った領収書を貼付して健保組合へ送付する。

(4) 申請額の80%、但し20,000円を上限として補助金を支給。

以 上

(変更履歴)

①: 平成20年10月1日: 対象者を任意継続者にも拡大

②: 平成23年4月1日 上限額変更(3,000点から10,000点に)

③: 平成27年4月1日: 上限額を変更(10,000点から20,000点に)、支給制限条件を追加